

2020年12月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ャ ス テ ッ ク  
代表者の役職名 代表取締役社長 中谷 昇  
(コード番号 9717 東証1部)  
問 い 合 わ せ 先 取締役執行役員  
総務経理本部本部長 村中 英俊  
T E L 0 3 - 3 4 4 6 - 0 2 9 5 ( 代 表 )

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、2020年2月26日開催の第49回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度を改定し、2021年2月25日開催予定の第50回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定の理由

当社は、2020年2月26日開催の第49回定時株主総会において、第5号議案「当社の監査等委員以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき(以下、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」という。)、当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下「対象役員」といいます。)に当社の中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

今般、当初決議の内容を以下のとおり一部改定し、対象役員に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を増額することをお願いするものであります。

本改定は、中長期事業計画の内容、当初決議以降の当社の株価推移等を総合的に勘案し、本制度の目的を踏まえながら決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

#### 2. 改定の内容

対象役員の報酬額は、2016年2月25日開催の第45回定時株主総会において、固定報酬額は年額1億5千万円以内にご承認いただいております。

さらに、当初決議において、上記の報酬枠とは別枠で、対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権総額を、年額1千万円以内として設定することをご承認いただいております。

対象役員は、当初の取締役決議に基づき、原則として、事業年度ごとに支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなりますが、支給される金銭報酬債権の総額につき当初決議より増額し、年額2千4百万円以内と改定させていただきたく存じます。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

以上